

令和元年度 農業経営法人化支援事業の事務手続について

スケジュール

| | | |
|--------|--------------------------------------|--------------|
| 11 月中旬 | 第 2 回要望調査（最終） | （締切り 11 月下旬） |
| 12 月 | 国に対して予算要望と確保 | |
| 1 月頃 | 国から内報後、対象者に対して計画書等書類一式の送付 交付申請の開始 | （締切り 1 月末） |

要望額に対して、満額での内報をする旨の連絡が国からありました。
なお、11 月の第 2 回要望調査(11 月上旬)時点で、翌年 2 月～3 月に設立する可能性のある法人に対しては、別途連絡願います。

本事業は、農業経営法人化支援総合事業実施要綱に基づき実施するものであり、事務手続についても同要綱の規定により行うものとします。

I 農業経営法人化支援事業(法人化)

1 事業内容

農業経営者サポート事業の経営診断・相談を活用した集落営農又は複数経営の法人化、法人同士の統合等による新たな法人の立上げなどの農業経営を法人化する取組に対して、1 取組あたり定額 40 万円を補助。(事業実施後も農業経営者サポート事業を受ける必要有り)

2 交付対象者の要件

交付対象者は、次の(1)から(3)までの全ての要件を満たした組織経営体とする。

- (1) 農業経営者サポート事業における経営改善を支援する取組による経営相談・診断を踏まえて設立された法人であること。
- (2) 構成員が複数戸であること。
- (3) 次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 複数戸により設立された法人又は法人同士により設立された法人であって、地域から農地の利用権設定等を受けている、又は地域から雇用していること。

イ 集落等を単位とした農作業受託組織（法人を除く。）を基礎として設立された法人であること（農作業受託組織を経ることなく設立された法人にあっては、今後とも集落等を単位とした農地の受け手として活動していくことが確実と見込まれること。）

ウ 複数の集落営農法人が合併して新たに設立された法人であること。

3 交付手続

(1) 交付対象者は、別紙様式7号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付申請書」(以下「交付申請書」という。)を作成し、次に掲げる書類を添付(ただし、必要に応じて追加書類を求めることがあります)し、兵庫県農業経営法人化推進協議会(以下「協議会」という。)に提出する。

- ア 登記事項証明書
- イ 定款の写し
- ウ 構成員名簿
- エ 補助金請求書
- オ 法人名義の通帳の写し

(2) 協議会は、Iの3の(1)により交付対象者から提出のあった交付申請書及び添付書類の内容を確認し、当該交付対象者がIの2に定める要件を満たす場合には、交付決定を行い、交付対象者に対し、別紙様式第8号に定める「農業経営法人化支援事業補助金交付決定通知書(法人化)」により通知し、補助金を交付する。

(3) 協議会は、事業実施年度の3月31日までに交付対象者に補助金を交付するものとする。

II 提出先(共通)

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1 1号館6階(農業経営課内)
兵庫県農業経営法人化推進協議会事務局 山口・神戸 あて

III 交付申請書受付期間

令和2年1月6日(月)～令和2年1月31日(金) **必着**

※法人化の設立日を令和2年2月1日から3月15日の間に予定されている場合は、別途ご相談ください。

兵庫県農業経営法人化推進協議会事務局
担当：山口・神戸(兵庫県農業経営課内)
〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1(県庁1号館6階)
TEL(代表)：(078)341-7711(内線3947)
E-mail：Azusa_Kambe@pref.hyogo.lg.jp